

柏市いじめ防止基本方針



あけぼの山農業公園

We  **Kashiwa**

元気な 柏 発信プロジェクト

柏市・柏市教育委員会

柏市いじめ防止基本方針（目次）

はじめに

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

第2章 いじめの防止等のために柏市が実施する施策

- 1 学校を支援するための体制整備
- 2 教職員の研修の充実
- 3 いじめの未然防止のための取り組み
- 4 いじめの早期発見に対する取り組み
- 5 いじめへの対応
- 6 基本方針の公表・点検・改善

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべきこと

- 1 学校いじめ基本方針策定（法第13条）
- 2 学校の組織（法第22条）
- 3 学校における取り組み

第4章 重大事態への対処

- 1 重大事態についての基本的な考え方
- 2 重大事態の発生と調査（法第28条）
- 3 調査結果の提供及び報告
- 4 市長による再調査及び措置（法第30条）

はじめに

子どもたちは、私たちの宝であり、社会の希望であり、人類の未来を切り開く可能性に満ちたかけがえのない存在です。子どもたちは、生まれながらにして、一人一人が人間として尊重され、成長及び発達が保障されなければなりません。

一方で、いじめにより、子どもたちが自ら命を絶つという痛ましい出来事が起きています。特定の子どもに対して、いじめが繰り返されれば、その子どもの心を深く傷つけてしまいます。私たちは子どものわずかな変化も見逃さないようにし、いじめを早期に発見し、速やかに対応しなければなりません。まして、子どもがいじめを苦に自らその尊い命を絶つような事態は何としても防がなければなりません。

いじめの原因はいじめられている子どもにはありません。いじめの原因はいじめている子どもの中に求められるべきであり、それはその子ども自身が抱えている困難でもあります。成長過程にある子どもたちが、相手を傷つけるようなことを言ったり、したりするのは避けられないことであり、そのような試行錯誤をとおして、子どもたちはお互いの関わり方を学んでいきます。

いじめを子どもたちからのSOSのサインと受け止めて、その抱えている問題を解決していかなければ、本当の意味でのいじめの解消にはつながりません。そのためには多くの人々の協働が不可欠です。もちろんいじめられている子どもは最後まで守り通さなければならず、暴力や犯罪と思われる行為には毅然と対応することも必要です。しかしそのような事態に立ち至る前にいじめを防ぎ、解決していくことこそ私たちの務めであると考えています。

柏市及び柏市教育委員会は、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）及び「柏市児童虐待及びいじめ防止条例」（以下「条例」という。）に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「柏市いじめ防止基本方針」（以下「柏市基本方針」という。）を定めます。

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照してください。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して、将来に希望を持って生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目標に行われなければなりません。その際、いじめていた児童生徒があるときから逆にいじめられたり、同じグループの中でかわるがわる仲間はずれにあったりというように、いじめ

ている子といじめられている子という単純な二元論は必ずしも成り立たないことや、いじめに直接関わっていない児童生徒の態度もそのいじめに影響することも考慮しなければなりません。また暴力を伴わないいじめであっても、心身の重大な危機を生じさせうることも忘れてはなりません。

児童生徒に対しては、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことを理解させ、いじめを行わないことはもちろん、いじめを見たり、聞いたりしたときには勇気を持って教師や周囲の大人に伝えたり、相談したりできるように指導するとともに、それに速やかに対処できる体制を整えます。

加えて、国、県、市、学校、地域、家庭その他関係者が連携し、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを最優先にして対処します。

第2章 いじめの防止等のために柏市が実施する施策

市は、柏市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進します。

また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めます。(条例第1条、第26条)

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、取得した個人情報の適正な取り扱いに十分に留意しなければなりません。(柏市教育委員会個人情報保護条例施行規則)

1 学校を支援するための体制整備

(1) 柏市いじめ問題対策連絡協議会の設置

教育委員会は、法第14条第1項に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他の関係者により構成される、「柏市いじめ問題対策連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置します。いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図り、医師、弁護士、学識経験者等、専門的な知見を持った第三者からの意見を求めます。

(2) 人材の派遣

各学校が実施する関係者会議や具体的な調査、保護者・児童生徒への対応等において学校を支援するため、高い専門性を持った人材を派遣します。

また、学校や関係する保護者等からの要望がある場合には、複数の人材によってチームを組織し、個別の案件に対応します。

【生徒指導アドバイザーの派遣】

生徒指導に高い知見を持った生徒指導アドバイザーが、各学校を巡回訪問し、各校の状況を把握します。各校からいじめの報告があった場合は、状況や要望に応じて個別の支援を行います。

【スクールサポーターの派遣】

警察での勤務経験のある人をスクールサポーターとして雇用し、各校に派遣します。特に暴力行為等法に反する行動を取る児童生徒への対応を支援します。

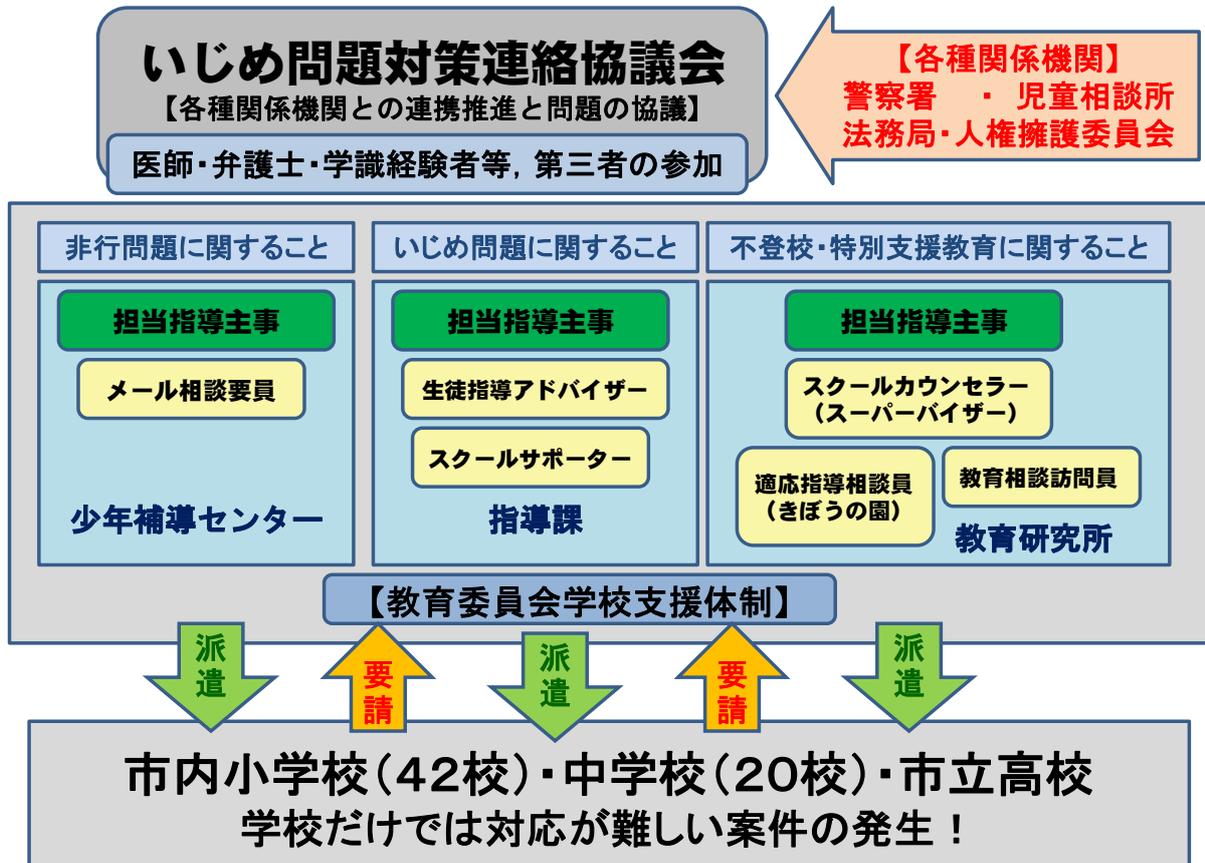
【スクールカウンセラースーパーバイザー及びスクールカウンセラーの派遣】

児童生徒及び保護者等への啓発活動の講師として、また臨床事案の個別支援のために、スクールカウンセラースーパーバイザー（以下「SV」という。）及びスクールカウンセラー（以下「SC」という。）を派遣します。

【弁護士の派遣】

法律の専門家の立場から、相談に応じます。

◎学校を支援する体制イメージ図



2 教職員の研修の充実

- (1) 初任者研修等の各階層別研修や、生徒指導主任連絡協議会等で、それぞれの経験や職種に合わせた研修を進めていきます。
- (2) 教職員の不適切な認識や言動がいじめを助長する可能性があることを踏まえ、いじめへの理解及び、その対応についての研修を推進するため、学校からの要望に応じて、各校の研修会に講師を派遣します。
- (3) 「いじめ問題対応の手引き」（柏市教育委員会発行、平成24年10月31日初版）を各職員に提示し、周知を図るとともに、各種研修に活用し、早期発見・早期対応を図ります。報告・連絡の体制も確実に示します。
また、この「いじめ問題対応の手引き」は、適宜改訂していきます。

- (4) 平成25年度から3年間で、柏市のすべての教職員を対象に、自死予防のためのゲートキーパー養成研修を実施します。

3 いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 相手を傷つけないために注意すべきことや、いやなことをされた時の対処の仕方、あるいはいじめを疑うべき兆候や、いじめを疑った時に取るべき対応等をわかりやすくリーフレットにまとめるなどして、児童生徒及び保護者に伝えていきます。
- (2) インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、児童生徒及び保護者向けに講演会を行います。また、少年補導センター職員によるネットパトロールを行います。
- (3) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するために、各校に次の取り組みの推進を求めます。
- 「生徒指導の機能※を生かしたわかる授業の推進」
 - 「道徳教育の充実」
 - 「ゆたかな人間関係づくり実践プログラム」
 - 「命を大切に作るキャンペーン」
 - 「いじめ防止推進月間（12月）の取り組み」

※生徒指導の機能とは①「共感的な人間関係がある」②「自己存在感が持てる」③「自己決定の場面がある」ことを言います。つまり、授業の中で自信を持って自分の意見を述べたり、間違えたことを責められたりすることなく、自分から授業に参加すること自体に意味を持てる授業のことで、単に点数を上げることを意味するものではありません。学校生活のすべての場面で機能させるべきものと言えます。

- (4) 道徳の授業の充実をはかるため、「柏市道徳実践事例集」を作成し、学習指導案やワークシート等の資料をホームページから随時取得できるようにします。
- (5) 年間4回の生徒指導主任連絡協議会を開催し、いじめ等生徒指導対策の中核となる生徒指導主任の連携の場とします。
- (6) 教育研究所ITアドバイザーと連携して、情報モラル教育を体系的に推進し、充実を図ります。
- (7) いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するため、管理職等学校の中核となる教員等の研修に、教育研究専門アドバイザーを派遣します。

4 いじめの早期発見に対する取り組み

- (1) いじめを受けた児童生徒がその心の傷を広げることのないように、早期発見に努めます。教育委員会は市内小中学校62校に対し、年間3回、各学期末に「柏市いじめの状況調査」を実施し、各学校にはアンケート及び教育相談の実施を義務付けます。学校からの報告については教育委員会が追跡調査をし、生徒指導アドバイザー及び指導主事が必要に応じて学校を訪問し、支援します。

(2) いじめの相談、通報のための窓口、電話番号等を児童生徒及び保護者にリーフレット等で伝えます。さらに、これまでの電話相談に加え、電子メールでの相談も整備します。児童生徒に配付する「やまびこ電話相談」カードにメール相談用のQRコードを示します。

でんわそうだん
やまびこ電話相談

TEL: **7166 - 8181**
月・火・水・木・金曜 午後1時～7時
(土・日曜・祝日・年末年始は休み)

いじめeメール相談及び通報

24時間年中無休受付
*裏面のURLまたはQRコードを利用してください。
*相談内容の返信には2～3日かかることがあります。
柏市少年補導センター

【表】

パソコン <https://www.shinsei.elg-front.jp/chiba/uketsuke/dform.do?id=1395206825752>

携帯電話 <https://www.shinsei.elg-front.jp/chiba/uketsuke/iform.do?id=1395206825752>

スマートフォン <https://www.shinsei.elg-front.jp/chiba/uketsuke/sform.do?id=1395206825752>

携帯電話 スマートフォン

【裏】

5 いじめへの対応

(1) いじめを受けた児童生徒の心身の保護を何よりも優先して対処します。

- ① 校長の判断により、いじめを行う児童生徒、いじめを受けた児童生徒の別室登校や自宅学習による出席扱い等の対応をします。
- ② いじめを受けた児童生徒の心身を保護するためにやむをえない場合には、いじめを行う児童生徒に対し、出席停止措置をとります。

(2) すばやく事実確認を行い、関係機関と連携しながら、いじめを行う児童生徒の指導を行います。

- ① 学校が行う事実確認や指導に対して、学校や保護者の要望に応じて人材を派遣します。
- ② いじめを行う児童生徒に対しては、必要な指導を行うとともに、その抱えている問題を見つけ、解決するよう努力します。その指導においては、柏市少年補導センター及び千葉県警察本部東葛地区少年センターと連携して対応に当たります。
- ③ 行われたいじめが、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、千葉県柏児童相談所及び柏警察署生活安全課に支援を要請します。

(3) いじめを受けた児童生徒の心身の回復と再発防止に努めます。

- ① 学校又は保護者の要望に応じて、SV及びSCを派遣し、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対してのカウンセリングを行います。
- ② いじめが原因で不登校が発生した場合には、適応指導教室、学習相談室への通級・通室によって、いじめを受けた児童生徒の学習権を保障します。
- ③ 適応指導教室、学習相談室に、それぞれ適応指導アドバイザー、相談訪問アドバイザーを配置し、学校及び関係機関と連携しながら、いじめを受けた児童生徒の学校への復帰を支援します。
- ④ 関係機関と連携をしながら、いじめを行う児童生徒への指導を継続します。
- ⑤ 保護者の要望があれば、学区外就学を承認します。

6 柏市基本方針の公表・点検・改善

- (1) 「柏市いじめ防止基本方針」はホームページで公表します。
- (2) 柏市基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況を確認しながら、これを見直し改善していきます。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべきこと

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定するとともに、法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめ防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を設置します。校長が先頭に立ち、教職員の一致協力体制を確立し、保護者、地域、教育委員会と連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進します。

1 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）

学校は、国、県及び柏市の基本方針に基づいて、次に述べるいじめ防止等の取り組みについての基本的な方向、取り組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め、これを学校のホームページなどで公表します。

学校基本方針には、いじめ防止のための取り組み、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実など、いじめの防止全体に関わる内容等を盛り込みます。

- (1) 学校基本方針の策定に際し、その内容を保護者や地域住民にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようにします。
- (2) 学校基本方針を策定するにあたっては、児童生徒がいじめ防止に主体的かつ積極的に参加できるように配慮し、学校全体でいじめの防止等に取り組むようにします。

(3) いじめ防止対策委員会を中心にして、学校基本方針が実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すことを明記します。

2 学校の組織 (法第22条)

学校は、「いじめ防止対策委員会」を組織します。日頃からいじめ問題等、児童生徒の生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生徒指導部会」「生活指導委員会」等、既存の組織を活用し、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、退職教員・警察官経験者など専門的な知見を持った第三者、保護者、および学校評議員等地域の代表にも参加を求めます。また、必要に応じて、教育委員会に人材の派遣を要請します。

〈参考〉国の基本方針に示されたいじめ防止対策委員会の役割

- 学校基本方針の策定及び見直し、取り組みの検証の中核としての役割
- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

3 学校における取り組み

柏市立の小中高等学校は、法、条例及び本基本方針第2章の施策を受けて、以下のような取り組みを行います。

(1) いじめの防止

① いじめについての共通理解と研修

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図ります。また教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう平素から教職員全員の共通理解を図ります。

生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開に努め、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを目指します。

障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たります。

② 自尊感情の育成

「自分を大切にしたい」という心がなければ、ほかの人を大切に思う心も生まれません。児童生徒に、「生きて、今、ここにいること」が何よりも大切なことであることを、あらゆる機会をとらえて伝えていき、すべての児童生徒が無条件に認められている、今のあるがままの自分ですでにかけがえのなく、尊い存在であるという思いを抱くことができるようにします。このような絶対的な自尊感情を根底として、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を身につけさせます。

③ いじめに向かわない態度・能力の育成

千葉県教育委員会が推奨する「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を各学年で活用します。また、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むことに努めます。

④ 児童生徒の主体的な学びや取り組み

児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、自らいじめの防止を訴えるような取り組み（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を促します。特に、条例第22条をうけ、12月のいじめ防止月間には、市全体での取り組みに積極的に参加すると同時に、各学校独自の取り組みも行います。

(2) いじめの早期発見

① いじめの早期発見のための措置

学校は、年間3回、学期ごとのアンケート調査と教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。児童生徒及び保護者が気兼ねなくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行う児童生徒に現れる変化を記した、保護者用のいじめチェックシートを作成、配付したり、保健室や相談室の利用、電話相談やメール相談の窓口について広く伝えるなどして、家庭と連携して児童生徒を見守り、早期発見に努めます。

インターネット上のいじめやトラブルについては、教育委員会や県民生活課と連携し、学校ネットパトロールを実施して、早期発見に努めます。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取り組みについても周知します。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワークサービス）、携帯電話・スマートフォンのメール等を利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについてしっかりと理解と責任を求めていきます。

(3) いじめに対する措置

① いじめが発見され通報を受けたときの対応

いじめを発見したり、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちにいじめ防止対策委員会に報告し、同委員会を中心として、組織的に、速やかに対応します。いじめを受けた児童生徒を守り通すことを最優先にし、安全な環境でその事情や心情を聞き取り、状態に合わせて見守りを続けます。いじめを行う児童生徒に対しては、その人格の成長を目指し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、事情や心情を聞き取り、その抱えている困難を解明し、必要に応じて心理や福祉の専門家等の協力を得て、継続的な支援を行います。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者や地域の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

遊びや悪ふざけのように見えても、いじめかもしれないと思ったら放置せず、その場でその行為を止めさせます。児童生徒及び保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、安心して話せる環境を整え、十分な時間を確保し、真摯な態度でじっ

くりと聞き取り、正確に記録します。たとえわずかであっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要です。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を必ず守らなければなりません。

② いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気付いていた児童生徒に対しては、例えいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、安心して伝えられる体制を整え、信頼関係を築くようにします。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにします。

いじめの解決とは、いじめを行う児童生徒によるいじめを受けた児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、両方や周りの児童生徒全員がお互いの関係を修復し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきです。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていきます。

③ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み、名誉毀損、プライバシー侵害等があった場合はプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じます。こうした措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めます。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(4) 中学校区における小中学校及び小学校同士の連携推進

中学校を中心に学区内の小中学校及び小学校同士の連携を推進し、いじめ等生徒指導問題における学区の課題や児童生徒の情報を共有することで、地域ぐるみで問題を解決する仕組みを構築していきます。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態についての基本的な考え方

これまでも繰り返し述べてきたように、いじめはすべての児童生徒に起こりうる問題です。しかし、いじめが原因で児童生徒が自ら命を絶つような事態は何としても防がなければなりません。そのための理念や施策についてこれまで述べてきたわけですが、万が一児童生徒が自死したり、又は法に規定されるような重大事態が起こった時には、柏市教育委員会は、市長部局と協力して事態に対応します。その際、決して事実を隠したりすることなく、いじめに関わったすべての子どもたちを最後まで守りぬくことを前提に取り組みます。

2 重大事態の発生と調査（法第28条）

（1）重大事態の意味

法第28条は、いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態として、速やかな対処を求めています。その判断の基準を以下のように示しています。

- 児童生徒が自死をしたり、それを企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 年間30日を超える欠席がある場合

上記規定はもちろんのこと、これにこだわることなく、児童生徒の個々の状況と保護者の要望を十分に把握して判断します。

（2）重大事態への対処

重大事態が発生した場合、まずはいじめを受けた児童生徒の被害を最小限に抑えるために最善を尽くします。すでに第2章－5のいじめへの対応（p6）で述べた通り、いじめを受けた児童生徒の救済を最優先に考え、いじめを行う児童生徒の行為を止め、関係機関と連携して指導します。

（3）重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した時には直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は直ちにそれを市長に報告します。

（4）調査主体について

学校から重大事態の報告を受けた場合、教育委員会はその事案の調査を行う主体を学校とするか、教育委員会とするかについて、関係する保護者の要望を十分に把握した上で判断しますが、教育委員会が主体となることを原則とします。

（5）調査を行うための組織について

教育委員会が調査を行う際には、そのいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係のない第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保するよう努めます。関係する保護者の要望を十分に把握し、第2章－1－（2）における人材（p3－4）及び教育委員会事務局職員から、適切な人員を選び、調査委員会を組織します。また必要に応じて柏市いじめ問題対策連絡協議会の委員である関係機関の代表者や弁護士、医師等に、意見や調査への参加を求めます。調査責任者は教育委員会事務局職員から教育長を含む課長職以上の者に教育長が命じます。

学校が調査を行う際には、校内いじめ防止対策委員会を母体として、重大事態の性質に

応じて適切な専門家を加えるようにします。教育委員会は学校の要望に応じて人材を派遣する等の支援を行い、連携して調査に当たります。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供します。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報の取り扱いに十分配慮します。

(2) 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

4 市長による再調査及び措置 (法第30条)

(1) 再調査

上記(2)の報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に従い、報告された調査の結果について再度調査(以下「再調査」という。)を行います。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は再調査の結果を議会に報告しなければなりません。議会へ報告する内容は、個々の事案に応じて適切に行い、個人情報に対しては必要な配慮を確保しなければなりません。

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、調査の対象となった重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のために人材を派遣し、学校を支援します。